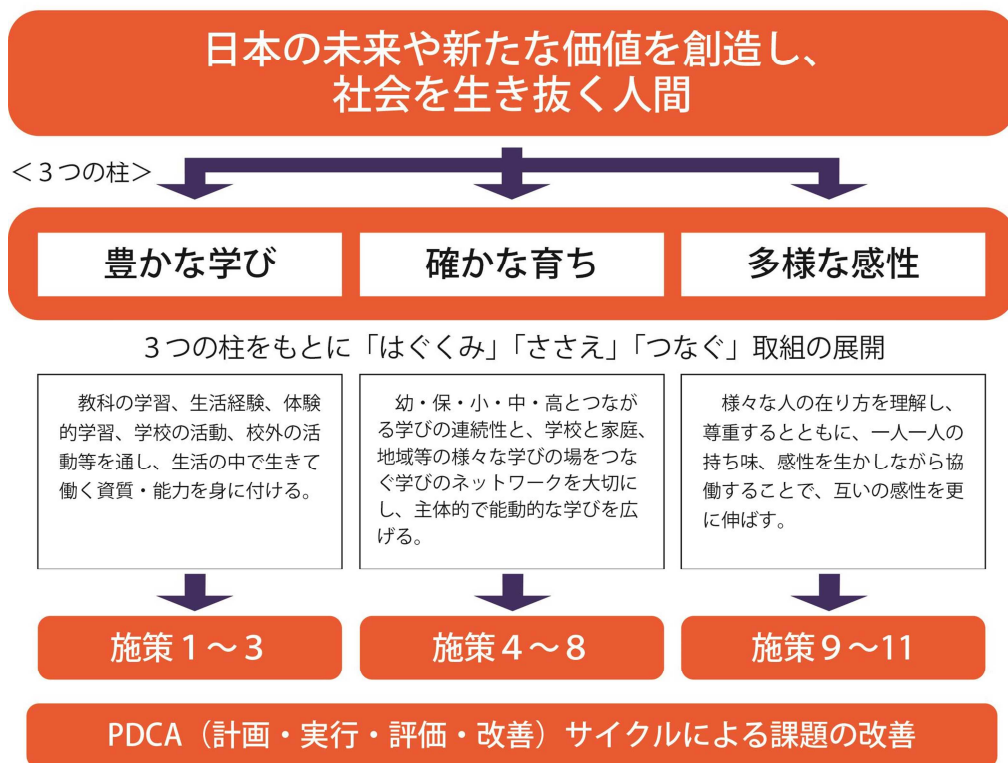


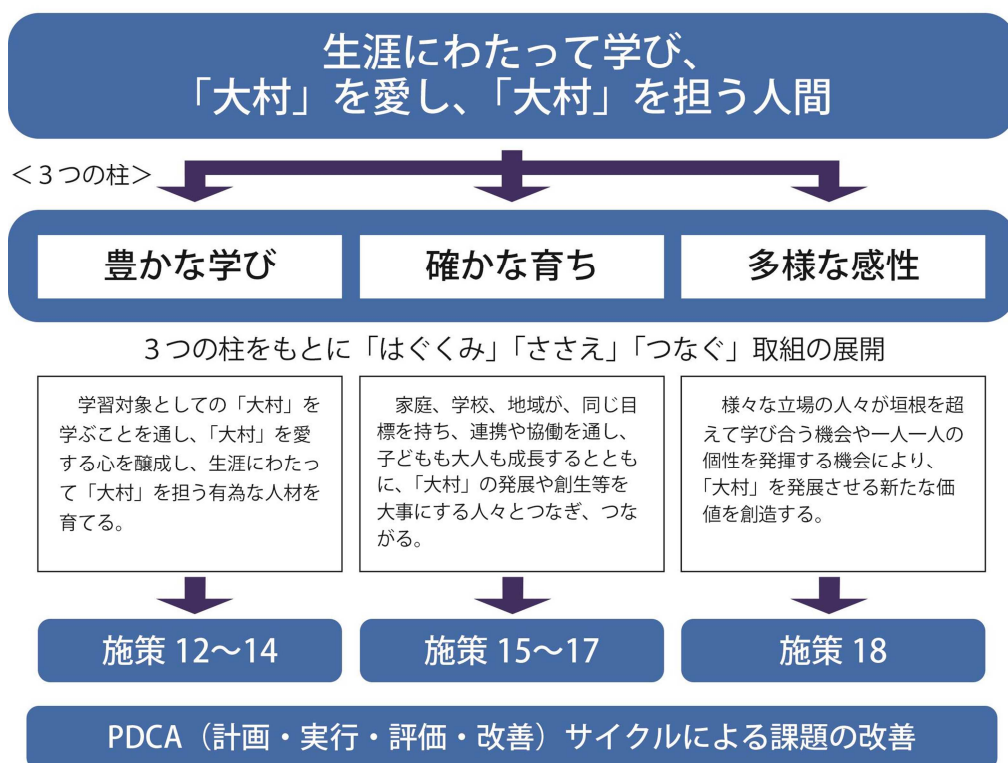
第2章 各 論

施策の体系

<目指すべき人間像1>



<目指すべき人間像2>



＜目指すべき人間像3＞

学業はもとより、スポーツや文化芸術など、
一芸に秀でる人間

＜3つの柱＞

豊かな学び

確かな育ち

多様な感性

3つの柱をもとに「はぐくみ」「ささえ」「つなぐ」取組の展開

学業、スポーツ又は文化芸術
の分野における成績が特に優秀
である学生や海外の大学等に留
学する学生を経済的にささえ、
多様な学びの場につなぐ。

グローバル化する社会におい
て必要とされる英語力を向上さ
せ、スポーツを通じて健やかな
心身をはぐくみ、一人一人の可
能性を最大限に伸ばすことがで
きるよう ささえる。

体験活動や文化芸術に接する
機会の拡充や、芸術・文化団体
等の事業経費の一部を助成する
ことで、グローバルに活躍でき
る創造性を持った人間をはぐく
む。

施策 19

施策 3・11（再掲）

施策 16・18（再掲）

PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる課題の改善

＜目指すべき人間像1＞

日本の未来や新たな価値を創造し、 社会を生き抜く人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策1 「主体的・対話的で、深い学び」の実現を目指す授業の改善

- ① 各種調査を活用した学力対策
- ② 校内研究の充実
- ③ ICT機器を活用した学びの推進
- ④ 教科横断的な教育計画及び外部人材を活用した体験的な学びの充実

施策2 道徳教育の充実

- ① 「考え、議論する」道徳科授業の実施
- ② 全教育活動を通して行う道徳教育の充実
- ③ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施

施策3 「健やかな体」の育成

- ① 体力・運動能力調査を活用した体力向上の取組の推進
- ② 体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策4 生徒指導の充実

- ① 適切な児童生徒理解
- ② いじめ防止対策の充実
- ③ 教育相談体制の充実
- ④ 不登校対策の充実
- ⑤ 関係機関との連携

施策5 健康教育・食育の推進

- ① 自分の健康と食の重要性の理解を促す授業の充実
- ② 学校給食を核とした食育の実施
- ③ 家庭への情報発信と啓発
- ④ 学校給食環境の充実

施策6 幼児教育の充実・各校種間連携の充実

- ① 幼児教育の推進
- ② 幼保小連携
- ③ 小中連携
- ④ 中・高・特支連携

施策7 関係機関等との連携による学校教育の充実

- ① 歴史資料館との連携、市内の史跡・文化財の活用
- ② ミライ on 図書館との連携
- ③ 市内各施設等との連携

施策8 教育環境の充実

- ① 学校施設の整備・充実
- ② 学校規模適正化の推進

(3)「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策9 インクルーシブ教育の実現を目指す特別支援教育の推進

- ① 学校における特別支援教育の計画的実施
- ② 校内支援体制の充実

施策10 人権教育、平和教育の推進

- ① 人権教育・平和教育の充実
- ② 市民の人権意識の高揚

施策11 国際教育の推進

- ① 英語力向上を目指す授業実践
- ② A L Tを活用したコミュニケーション能力の向上
- ③ イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上

＜目指すべき人間像２＞

生涯にわたって学び、 「大村」を愛し、「大村」を担う人間

(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 12 生涯学習の充実

- ① 生涯学習を推進する環境の整備
- ② 指導者などの人材育成・確保
- ③ 学習プログラムの整備・充実
- ④ 住民の主体的な学習活動の推進
- ⑤ 図書館機能の充実

施策 13 郷土教育の推進

- ① 歴史資料館の充実
- ② 郷土教育の推進

施策 14 文化財の保護と活用

- ① 文化財の調査、保護、活用
- ② 民俗芸能の保存継承

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 15 家庭教育の充実

- ① 家庭教育力の向上
- ② 地域の社会教育関係団体との連携強化

施策 16 青少年の健全育成

- ① 家庭、学校、地域の連携強化
- ② 青少年を守る市民活動（ボランティア）の充実
- ③ 相談機能の整備・充実
- ④ 子ども会活動の活性化
- ⑤ 青少年の団体活動や体験活動の充実

施策 17 コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

- ① コミュニティ・スクールの推進
- ② 地域学校協働活動の推進

(3)「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策18 芸術・文化の振興

- ① 芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援
- ② 芸術・文化に接する機会の拡充
- ③ 新たな芸術・文化活動に触れ、参加できる施設の整備

＜目指すべき人間像3＞

学業はもとより、スポーツや文化芸術など、
一芸に秀でる人間

(1)「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策19 様々な分野で活躍する人材の育成

- ① 給付型奨学金の充実

(2)「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策3 「健やかな体」の育成（再掲）

- ② 体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実（再掲）

施策11 国際教育の推進（再掲）

- ③ イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上（再掲）

(3)「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

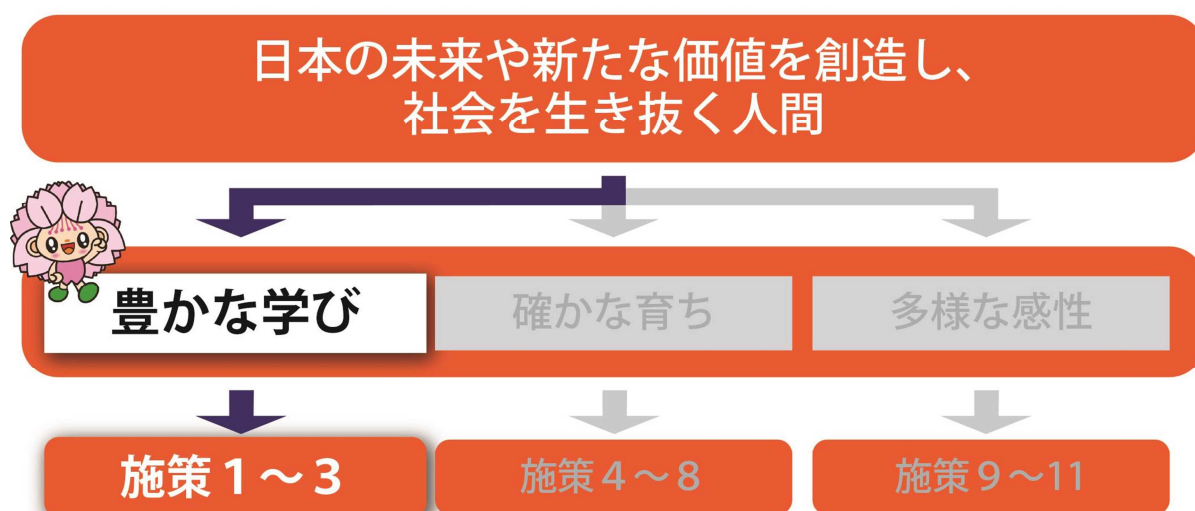
施策16 青少年の健全育成（再掲）

- ⑤ 青少年の団体活動や体験活動の充実（再掲）

施策18 芸術・文化の振興（再掲）

- ① 芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援（再掲）
- ② 芸術・文化に接する機会の拡充（再掲）

＜目指すべき人間像 1＞



(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜現状と課題＞

平成30年度及び令和5年度の全国学力・学習状況調査平均正答率の全国比（全国を100としたときの値）の結果は次のとおりです。

平均正答率	平成30年度	令和5年度	平均正答率	平成30年度	令和5年度
小学6年生 国語（％）	97.4	99.7	中学3年生 国語（％）	92.4	100.3
小学6年生 算数（％）	95.1	92.8	中学3年生 数学（％）	89.4	94.1

いずれの調査についても、中学校国語を除いて全国平均をやや下回る状況でした。また、同調査の令和5年度質問紙調査では、「自分には、よいところがあると思う」「どちらかといえば、あると思う」と回答した児童生徒の割合が84％であるなど、自己有用感や自他を大切にすることについては、比較的高い傾向にあります。

小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から、現行の学習指導要領が全面実施となり、改訂のキーワードとして「主体的・対話的で深い学び」、特別の教科 道徳における「考え、議論する授業」「カリキュラム・マネジメント」等が示されました。本市では、学習指導要領に対する各教員の理解を図るために、リーフレットを作成したり、研修会等を実施したりして、各学校における校内研究と授業実践の充実を図ってきました。こうした施策により、各教員の学習指導の改善・充実が促進されつつある一方で、授業改善に対するさらなる理解の深化や校内研究の継続が求められています。

また、平成28年中央教育審議会答申では、「子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていく」ことが示され、令和3年中央教育審議会答申では、「個に応じた指導」を学習者の視点から整理した「個別最適な学び」を進めることの重要性が示されました。この「個別最適な学び」においては、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整できるようにすることが求められています。学習面や生活面における「個に応じた指導」を充実させ、学校での学習だけでなく、文化活動やスポーツ、地域の伝統行事に進んで取り組み、社会の一員として活躍し、仲間と力を合わせ、たくましく生き抜く人間の育成を目指します。

本市においては、令和4年度から「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」として、「中学校統一型制服の導入」「自信を持たせる学習評価の実施」「学校規模の適正化」の3つのプロ

ジェクトに取り組み、令和5年2月に『自信をもたせる学習評価』の在り方ハンドブック』を作成し、令和6年4月に中学校統一型制服を導入しました。

今後は、評価の改善や統一型制服導入後の成果や課題を検証・整理し、市内小中学校の運営の活性化や円滑化を推進します。さらに、市内のどの学校に通学しても同水準の教育を受けることができるよう学校規模の適正化にも取り組み、子どもたちの目線に立った学校運営を目指します。

豊かな学びをはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、各教科の学習、学校行事、生活経験、体験的な学び等を通して、児童生徒に生きて働く知識及び技能を身に付けることを目指して、施策1から施策3までの取組を行っていくこととしました。

施策1 「主体的・対話的で、深い学び」の実現を目指す授業の改善

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
全国学力・学習状況調査平均正答率の全国比 (全国を100としたときの値)	小国 99.7 小算 92.8 中国 100.3 中数 94.1	いずれも100以上
総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組む児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小 72.0% 中 82.4%	小中 90.0%
外部人材を活用した学びの場を設定している学校の割合	85.7%	100.0%

<主な取組>

①各種調査を活用した学力対策

- 全国学力・学習状況調査、県学力調査、市学力調査を検証軸として、PDCAサイクルを確実に実行しながら、児童生徒の実態に応じた効果的な授業での学び及び授業外の学びを促す学力対策に取り組みます。

②校内研究の充実

- 市内小中学校の横断的つながりである教科・領域の各種研究会の研究を支援し、その成果を各学校に還元させることで、各学校の校内研究の充実及び教員の資質向上につなげます。
- 「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」の一環で作成した「自信を持たせる学習評価のハンドブック」を活用し、実践・改善を通して評価の精度を高めていきます。

③ICT機器を活用した学びの推進

- 児童生徒用及び教師用のタブレット端末、デジタル教材、デジタルテレビ、無線LAN等のICT環境の年度更新と定期的メンテナンスの実施により、分かる授業の展開を支援します。
- 学校訪問等を通じて、ICT機器を活用した授業や情報モラル教育に関する教員の指導力向上を図るとともに、校内指導体制を確立し、効果的な授業実践の推進を図ります。
- 全教科・領域にわたって、情報を適切に処理する授業場面を充実させます。
- 道徳教育や人権教育との関連を図りながら、児童生徒の情報モラルの育成に努めます。
- 研修会の実施、教材の提供等を通じて、各小学校のプログラミング教育の指導計画、授業の在り方を確立させます。

- 学びの基盤となる情報活用能力の育成に必要なＩＣＴ機器の日常的な活用を図るため、教職員研修やデジタル教材等の活用、一人一台端末を活用した実践事例の創出・共有、ＩＣＴ支援員の配置による学校支援等を通してＩＣＴ機器の効果的な活用を促進します。

④教科横断的な教育計画及び外部人材を活用した体験的な学びの充実

- 各学校が教科横断的・総合的な視点から教育計画を立案し、教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育、情報教育、環境教育、ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）、主権者教育等に取り組みます。
- 教育課程実施状況を把握し、必要に応じて教育計画の見直し等を促します。
- 生活科や総合的な学習の時間等において、外部人材を活用した学びの場や体験的な学びの場を設定し、児童生徒が主体的に今日的な課題の最適解を見つけていく学習を推進します。

施策２

道徳教育の充実

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	84.1%	100.0%

<主な取組>

①「考え、議論する」道徳科授業の実施

- 各時間のねらいを明確にした指導計画の作成を通して、実践的・体験的活動、議論する活動を適切に取り入れた授業の確実な実践を推進します。
- 児童生徒が居場所があると感じ、自己有用感を感じられる学級経営に努めることで、児童生徒が本音を語り、真剣に議論する授業づくりにつなげます。

②全教育活動を通して行う道徳教育の充実

- 道徳教育推進教師を中心として、各学校における児童生徒の実態や課題、家庭や地域の期待を踏まえた重点目標を明確にした「道徳教育の全体計画」を作成し、全教職員が共通の課題意識をもって取り組む体制づくりを進めます。
- 各学校のホームページや学校だより等において「道徳教育の全体計画」を公開することで、家庭や地域の道徳教育に対する理解を深めます。

③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施

- 家庭・学校・地域が協働して道徳教育を展開する教育環境づくりを進めるとともに、地域人材等の活用や体験活動の充実により、社会における規範意識等が育つ土壌となる心を耕します。

施策3

「健やかな体」の育成

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
「運動が好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5 85.4% 中2 72.2%	小中 90.0%以上

<主な取組>

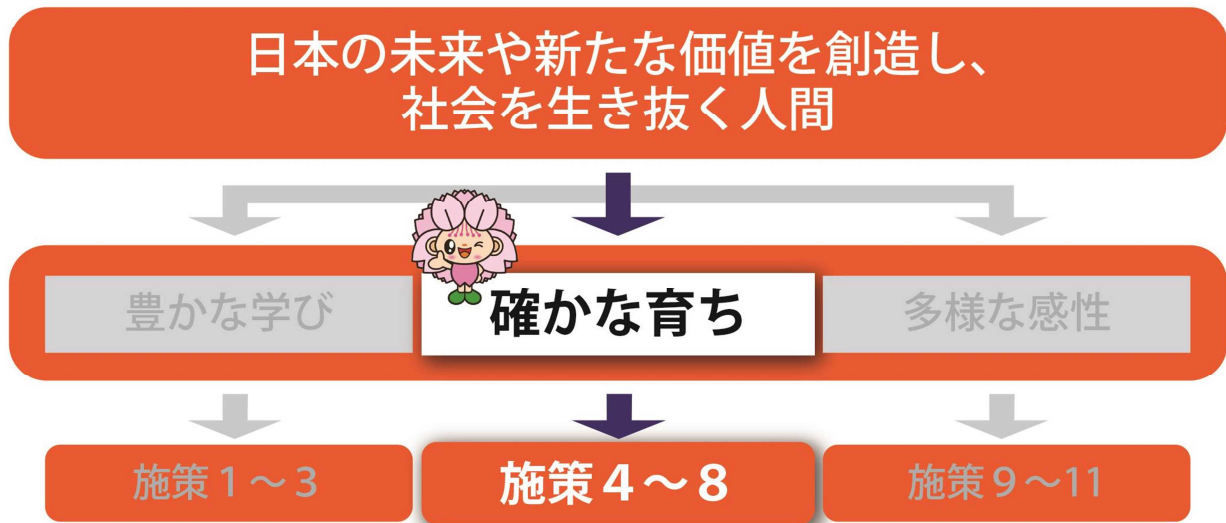
①体力・運動能力調査を活用した体力向上の取組の推進

- 長崎県児童生徒体力・運動能力調査の結果に基づいて、各学校で「体力向上アクションプラン」を作成・実践し、PDCAサイクルを推進することで、学校全体で児童生徒が運動を好きになる取組を進めます。
- 学校保健委員会と連携して、全中学校区において家庭で取り組む「メディアコントロール・チャレンジ」を実施します。

②体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実

- 児童生徒が運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを実感できるよう、各学校の運動会や体育大会、市主催の体育的行事の内容の工夫に取り組みます。また、「大村市立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、中学校の運動部活動の質的な充実に努めます。
- 休日の部活動の地域移行は、令和 7 年度までに段階的な移行を進めます。
- 平日の部活動の地域移行は、令和 8 年度以降に検討します。
- 「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」の一環で導入した「中学校統一型制服」を、今後の部活動の地域移行に伴う、学校の境を越えた活動編制時における「チーム大村」の意識醸成に生かしていきます。

<目指すべき人間像1>



(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

不登校の児童生徒の全児童生徒に対する割合は次のとおりです。

小学生 (児童)	平成 30 年度	令和 5 年度	中学生 (生徒)	平成 30 年度	令和 5 年度
	0.76	2.81		3.65	9.19

コロナの影響で、他者との「よりよい関わり方」を学んでこなかったり、「学びの積み重ね」ができなかったことなどが重なり、不登校児童生徒の割合は増加の一途をたどっています。学校とともに新たな不登校を生み出さない対策を考え、対応しているものの、不登校に至る要因が多岐にわたり、かつ複雑になる傾向にあるため、改善に時間がかかったり、改善が難しい状況になったりするケースが増えています。このような状況から、各教職員が、生徒指導の基盤となる児童生徒理解の深化を図るとともに、教育相談力を含めた広義の生徒指導力を高めることが急務であると考えています。同時に、学校だけでは解決が難しいケースに対応するため、スクールソーシャルワーカーの派遣を行うなど、改善に向けて根気強く取り組んでいかなければなりません。

また、現行の学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示され、今後は学校外の様々な事業所、団体、地域コミュニティ等と連携・協働して、児童生徒の学びを支えていくことが重要になってきます。それとともに、児童生徒の学びの連続性に注目し、幼児教育から初等中等教育、高等教育へとつながる学び、各学校段階で育成すべき資質・能力が明確になりました。各学校段階間の円滑な接続についても配慮しながら、自校の教育課程を計画し、実施していくことが求められています。そのような意味で、児童生徒同士や児童生徒と地域の人材をつなぐこと、児童生徒の各学校段階での学びをつなぐこと、児童生徒の今の学びを未来につなぐこと、といった様々な「つなぐ」ための施策を展開していくことが必要です。

学校施設及び設備については、老朽化が進行しており、適切な教育環境の確保と災害時の避難場所として、十分に対応できる機能を維持していく必要があります。また、児童生徒がより学びやすく利用しやすい学校施設の環境を整えていく必要があります。

そこで、確かな育ちをはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、幼・保・小・中・高・特支のそれぞれがつながる学びと、家庭と学校、地域、関係機関等の様々な場をつなぐ学びのネットワークを大切にし、主体的で能動的な学びを広げることを目指して、施策4から施策8までの取組を行っていくこととしました。

施策4

生徒指導の充実

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
不登校児童生徒の割合(全児童生徒比)	小 2.81 中 9.19	小 1.5 中 5.0

<主な取組>

①適切な児童生徒理解

- 各学校におけるいじめ対策委員会や不登校児童生徒についての情報交換会等の充実を促すことで、児童生徒に対する心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面からの統合的な理解を推進します。
- 人権教育・特別支援教育を基盤とした生徒指導・生活指導を実践するとともに、児童生徒や保護者に寄り添い、「ほめる」「認める」「励ます」ことを大切にする生徒指導力の向上に努めます。
- 児童生徒に対し、「ほめる」ことで自己肯定感を、「認める」ことで自己有用感を高め、構築された信頼関係の中で「励ます」ことを通して、児童生徒のさらなる自信や自尊感情の醸成に資する生徒指導を展開します。

②いじめ防止対策の充実

- 「いじめ防止基本方針」に則り、組織的な対応として、リーフレット「すべての子どもが笑顔の学校生活を」を活用して、未然防止、早期発見、解決、見届けを行います。
- いじめ認知の認識を是正し、初期対応を確実に行うよう努めます。

③教育相談体制の充実

- 教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の要請に応じて派遣することにより、臨床心理、社会福祉等の専門知識・技能を生かして、関係機関との連携を図ったり、児童生徒の心のケアを行うなど、児童生徒はもちろん、保護者や教職員の支援を行います。
- 各学校に、親しみやすく気軽に相談できる「心の教室相談員」を配置し、悩みや不安を抱えている児童生徒の初期段階での心の支援を行うとともに、スクールカウンセラー等へのつなぎを行います。
- 発達障害等の特別な教育的支援が必要な児童生徒に係る事例検討会への参加とともに、関係教職員に対する指導及び助言を行います。
- 教職員及び保護者を対象とする研修会等において、発達障害等の特別な教育的支援が必要な児童生徒に関する講話等を行います。

④不登校対策の充実

- 各学校の不登校対策担当者や不登校児童生徒の学級担任を対象とした研修会を実施することで、各学校の取組を共有・協議し、効果的な不登校対策を展開します。
- 空き教室を活用した「校内教育支援センター」を設置し、児童生徒の居場所づくりに努めます。
- 各学校の教室等に登校することができない児童生徒のニーズや特性に応じ、教育支援センター「あおば教室」や小中学生サポートルーム「conne（コンネ）」につなぎ、計画的かつ継続的に本人を支援することで、登校や社会的自立につなげていきます。
- フリースクールをはじめとした民間施設と連携・協働し、児童生徒の居場所や学びの場が確立できるよう、必要な支援を行っていきます。

⑤関係機関との連携

- 県や市の関係機関、関係団体、医療機関等との連携を密にし、情報共有を図ることにより、児童生徒や保護者の困り感に寄り添う支援を行います。

施策5

健康教育・食育の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
健康であるために、食事をしっかり取ることは「大切だ」と回答した生徒(中学生)の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	83.9%	100.0%
学校給食の喫食率 (提供した給食量－食べ残した量)÷提供した給食量×100	97.6%	98.0%

<主な取組>

①自分の健康と食の重要性の理解を促す授業の充実

- 養護教諭部会や保健主事部会、栄養士研究会で各学校の情報を共有するとともに、健康課題の洗い出しを行い、各部会等において課題に応じた研修内容を設定します。
- 各学校の学校保健委員会において、朝食をはじめとした生活習慣全般の実態について情報共有し、学校三師（学校医・学校歯科校医・学校薬剤師）からの助言を受けたり、家庭への啓発の在り方について協議します。

②学校給食を核とした食育の実施

- 「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社会性及び協同の精神を養うこと」等を目標とする学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進につなげます。
- 栄養教諭の専門性を生かし、栄養価や残食等の学校給食における指導の充実を図ります。
- 集団での指導とともに、個別の指導も行っていきます。

③家庭への情報発信と啓発

- 「食育だより」を毎月発行し、家庭における食育（朝食の摂食、食品ロス、栄養バランス等）の啓発に取り組みます。
- 給食指導や食に関する指導の内容について、家庭へも周知を図るため、PTA等を対象とした給食試食会の実施や給食センター見学の実施等を行います。

④学校給食環境の充実

- 学校給食向上推進委員会の開催などを通じて、安全・安心で魅力あるおいしい給食について研究します。
- 子どもたちに安全・安心な学校給食を提供するため、使用する食材は、食品衛生法等を遵守し、細菌や残留農薬、添加物等に留意しながら、安全性が確保されたものを使用します。
- 学校給食における食物アレルギー事故を防止するため、鶏卵アレルギーに対応した除去食・代替食の提供を行うなど、食物アレルギー対策の充実を図ります。
- 食育の推進のため、「オール大村産給食」を実施するなど地場産物を積極的に活用します。
※天候の影響により、一部県内産を使用する場合があります。

施策6

幼児教育の充実・各校種間連携の充実

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
大村市教育・保育力向上研修会参加者数	426 人	430 人
近隣の小学校(中学校)と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合(全国学力・学習状況調査)	65.0%	100.0%

<主な取組>

①幼児教育の推進

- 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、市内の幼稚園・保育園・こども園を対象とした教育・保育力向上研修会の開催などを通して、発達段階に応じたきめ細やかな教育活動と、子どもたちの育ちを支える教育環境の充実に取り組みます。
- 交流活動や合同研修会を通して、幼稚園・保育園・こども園及び小学校等と相互理解を図り、幼児期における学びの芽生えを小学校における自覚的な学びへとつないでいきます。
- 特別な配慮を必要とする子どもの個々の実態を把握し適切な支援を行うため、関係機関と連携・協働しながら、保育園等を対象とした専門的な研修の開催や巡回相談、4歳児発達支援相談事業等に取り組みます。

②幼保小連携

- 各学校に対し、就学時健康診断結果の情報及び保育園等からの特別に配慮を要する子どもの発達状態や家庭環境に関する情報を確実に引き継ぎます。
- 就学前における体験学習や、幼児と児童との交流活動を積極的に進めます。
- 幼児教育と小学校教育との相互理解を図り、学びに連続性・一貫性をもつカリキュラムの編成・実施を行うことで、小1プロブレムの解消に努めます。

③小中連携

- 確実な引継ぎの実施や小学6年生に対する入学説明時の体験授業の充実により、中1ギャップの解消に努めます。

④中・高・特支連携

- 中・高・特支連絡協議会の取組により、異校種教員の交流による教科指導研究を深めます。
- 生徒指導連絡協議会の取組により、生徒指導の連携・充実を図ります。
- 小中学校と特別支援学校の人事交流により特別支援教育力の向上、特別支援学校のセンタ－的機能を活用した関係機関との迅速かつ適切な連絡調整を図ります。
- 居住地校交流をはじめ、障がいの有無を超えた交流活動や共同学習を積極的に行います。
- 人事交流をしていない学校についても、特別支援教育に係る研修会等で情報を共有し、各学校における実践につなげていきます。

施策7

関係機関等との連携による学校教育の充実

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
指導計画の作成に当たって、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている学校の割合(全国学力・学習状況調査)	93.3%	100.0%

<主な取組>

①歴史資料館との連携、市内の史跡・文化財の活用

- 歴史資料館や市内の史跡・文化財等を積極的に活用し、社会科や総合的な学習の時間を充実させます。
- 社会科や総合的な学習の時間の学習内容と歴史資料館教育普及事業との連携を図る指導を通して、ふるさと教育の充実に努めます。

②ミライ o n 図書館との連携

- 県立・市立一体型図書館（ミライ o n 図書館）と連携し、各教科や総合的な学習の時間を充実させるとともに、司書教諭等の研修会を通して「学校図書館サポート」事業の周知を図ります。

③市内各施設等との連携

- 身近な事業所の協力により、小学校における町探検学習や社会科見学、中学校における職場体験学習等を体験的な学びとし、生活科、社会科、キャリア教育等を充実させます。
- 警察署、消防署、市長部局と連携し、通学路安全点検を行い、児童生徒の安全な登下校環境を整えるよう努めるとともに、危機管理マニュアル等の適切な見直しや実効性のある避難訓練を行うなど、安全教育、防災教育の充実に努めます。
- 青少年健全育成協議会（以下「健全協」という。）等地域の関係団体と協働し、学校の安全体制の充実に努めます。

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
小中学校の長寿命化着工数 (小中学校 21 校 84 棟のうちアセットマネジメント事業計画における令和 11 年度までの着工予定棟数 37 棟)	11 棟	37 棟

<主な取組>

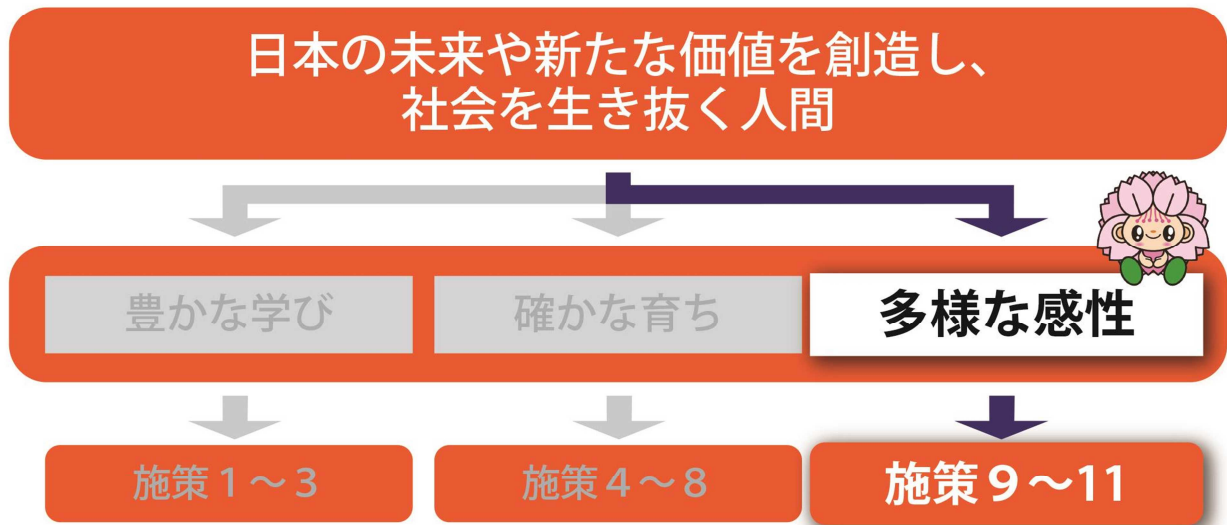
①学校施設の整備・充実

- 校舎や屋内運動場の劣化度を調査し、アセットマネジメント事業計画及び学校施設長寿命化計画に基づき、児童生徒の安全性の確保や適切な教育環境の充実に努めつつ、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するための施設整備に取り組みます。
- 学校施設は子どもたちの活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所であることから、定期的な点検を実施するなど適切な施設管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めます。
- 和式トイレに不慣れな児童生徒のストレス、健康面に配慮し、洋式化できていないトイレの洋式化に取り組みます。
- 障がいのある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障がい者等の利用等に支障が生じることのないよう、計画的に学校施設のバリアフリー化に取り組みます。
- 普通教室・特別教室について、児童生徒が快適に学べる学習環境を整備するため、計画的にエアコンの整備に取り組みます。
- 児童生徒等の安全確保のため、不審者侵入防止対策として、市内の全小中学校を対象に、計画的に防犯カメラの整備に取り組みます。
- 学校施設における十分な照度確保と省エネルギー化のため、市内の全小中学校を対象に、計画的にLED照明の整備に取り組みます。
- 近年の気温の上昇等による暑さ対策として、市内の全小中学校を対象に、冷水器の設置に取り組みます。

②学校規模適正化の推進

- 今、学校で求められる学びは、「主体的・対話的で深い学び」であり、この学びには、子ども一人一人の学習進度や個性を大切にする「個別最適な学び」と集団と協力して課題に取り組む「協働的な学び」をバランスよく組み合わせることが必要です。多様な学習活動を支える場所、時間、設備等の学習環境を整えると同時に、適切な規模の学習集団の形成が求められています。市内のどの学校に通学しても同水準の教育を受けることができるよう、「学校規模の適正化」に努めます。
- 学校規模適正化の基本方針
 - ・改革の視点は、保護者や地域の意見を傾聴し、それぞれの学校の特色を生かすこと、35人学級を中心に適正規模の調整に努めること、児童生徒数の推移を見ながら、継続的に、段階的に進めることとしています。
 - ・改革の方向性は、原則として学校の統廃合は行わず、学校や地域の状況等を踏まえながら「特別転入学制度の拡充」「施設一体型小中学校の整備」「通学区域の見直し」の3つの方法で推進します。
 - ・学校施設の長寿命化計画に基づく将来を見据えた施設改修や増築により、効率的・効果的な教育施策を進めます。

<目指すべき人間像 1>



(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

平成28年中央教育審議会答申では、教育基本法が目指す教育の目的や目標に基づき、子どもたちの現状や課題を踏まえつつ、2030年とその先の社会の在り方を見据えながら、学校教育を通じて育てたい子どもたちの姿として、「他者への思いやりを持って多様な人々と協働する」「変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていく」といった姿を挙げています。児童生徒一人一人には多様な可能性があり、互いの異なる背景を尊重し、様々な得意分野の能力を伸ばしていくこと、社会で生きていくために必要となる力をバランス良く身に付けていけるようにすることが重要になります。特に、これからの日本は、外国人の人口が増えていくことが見込まれ、国際化が進みます。また、インクルーシブ教育^{*4}や性的マイノリティ（LGBTQ+）への理解の推進により、個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことが当たり前になります。

このようなことから、多様な感性をはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、様々な人の在り方を理解し、尊重するとともに、一人一人の持ち味、感性を生かしながら協働することで、互いの感性を更に伸ばすことを目指して、施策9から施策11までの取組を行っていくこととしました。

施策9

インクルーシブ教育の実現を目指す特別支援教育の推進

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思うと回答した児童・生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	87.9%	90.0%

^{*4} インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ教育のこと。

<主な取組>

①学校における特別支援教育の計画的実施

- 特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者を対象とした研修会を実施することで、よりよい特別支援教育の実践を周知啓発するとともに、互いの取組を共有し、協議することにより、各学校の関係教員の指導力を高めます。
- 特別支援教育専門の指導教諭、発達支援アドバイザーを各学校に派遣し、各学校の児童生徒の実態に応じた教育支援について指導助言することで、担当教員の指導力を高めます。
- 指導教諭2名を全ての小中学校に派遣し、特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒の環境調整の支援も行います。

②校内支援体制の充実

- 校長の明確な方針の下で、特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校における児童生徒の実態や課題に基づいた計画を立案し、機能的な校内支援体制づくりを進めます。
- 児童生徒本人及び保護者との合意形成を図り、個別の支援・指導計画に基づいて児童生徒一人一人の能力が発揮でき、必要な力を身に付けていける環境を整えます。
- 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を開催し、学校における役割の理解や各関係機関との連携について指導・支援を行います。
- 特別支援教育を専門とする指導教諭を各学校に派遣し、児童生徒の実態や課題に基づいた計画の立案を支援します。
- 日常の学校生活において支援を要する児童生徒の在籍する学級・学校に、低学年補助員、要配慮児在籍校補助員、特別支援学級補助員、学力向上補助員等を配置し、それぞれの対象児童生徒が学習環境や生活環境に適応できるよう支援します。
- 各学校の状況を十分に把握し、各種補助員を適切に配置します。

施策10

人権教育、平和教育の推進

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
人権教育講演会参加者の意識向上の割合	73.2%	90.0%

<主な取組>

①人権教育・平和教育の充実

- 各学校の平和・人権担当者に対し、平和・人権に関する校内研修の計画的な実施を支援するとともに、研修会や講演会を通じて、教職員の平和・人権意識を高めます。
- 各学校の教育活動全体を通して、計画的に適切な指導を行い、児童生徒の発達段階に応じた人権に対する正しい知識を身に付けさせ、自他を大切に思う心や態度を養います。
- 12月の「人権週間」や「人権の花」等の人権教育推進事業により、児童生徒の人権尊重の意識を高めます。
- 自殺予防対策に基づく児童生徒への啓発を行います。
- 毎年各学校で開催する8月9日の平和集会に向け、児童生徒の発達段階に応じた平和学習に取り組み、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ばせるとともに、平和を愛する豊かな心を育てます。
- 戦争や平和に関する歴史を学ぶことにより、児童生徒の平和に関する意識を高めます。

②市民の人権意識の高揚

- 教職員向けの人権教育講演会を保護者にも開放し、市民の平和・人権意識の向上に努めます。
- 人権に係る問題の多様化に対応したライブラリー教材を充実させるとともに、関係機関との連携により、市民の平和・人権意識の高揚に向けた啓発を行います。

施策 11

国際教育の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
大村市イングリッシュ・スピーチコンテストの参加者数	30 人 【(小) 20 人 (中) 10 人】	35 人以上 【(小) 各校 1 人以上 (中) 各校 2 人以上】

<主な取組>

①英語力向上を目指す授業実践

- 小学校第 3、4 学年の「外国語活動」、第 5、6 学年及び中学校の「外国語科」の指導に関する研修会を実施し、関係教員の指導力や連携を高めます。

②A L T を活用したコミュニケーション能力の向上

- 児童生徒と A L T（外国語指導助手）の直接的な交流を充実させ、実践的なコミュニケーション能力を高めるとともに、自国文化や異文化に対する理解を深めます。
- 国際理解教育にとどまることなく、A L T や在外教育施設勤務経験者、A L T コーディネーター等を活用し、国際感覚を身に付けさせる教育の実践に努めます。

③イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上

- イングリッシュ・スピーチコンテスト、イングリッシュデー等の実施内容を工夫し、児童生徒の英語力の向上を支援します。

＜目指すべき人間像 2＞

生涯にわたって学び、
「大村」を愛し、「大村」を担う人間



(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜現状と課題＞

市民の学習意欲は、社会の変化に応じて多様化し、ますます盛んになっています。市内においても、公立公民館だけでなく、住民センターやふれあい館などでも講座が行われています。多様な学習ニーズに即した魅力ある学習機会を提供するためには、全ての市民が学びやすい環境の整備を図る必要があります。いつでも学びたい時に学ぶことができ、成果を上げることができるよう、生涯学習施設を整備するなど、教育委員会はその役割を果たさなければなりません。

また、地域住民の交流の場である町内公民館は、生涯学習の場であるとともに、社会教育活動の拠点として、その果たす役割はますます重要となっています。しかし、多くの公民館が施設の老朽化に伴い、増改築や補修等の工事が必要となっており、その支援を強化していく必要があります。

本市の公立公民館で活動している定例利用グループは、令和6年5月現在、約140のグループが登録されていますが、メンバーの高齢化により年齢層が高い方の利用が多い傾向にあります。グループ活動を継続していくためには、世代を問わずより幅広い世代の方に利用していただけるような工夫が必要です。

さらに、市民の学習ニーズが高度化、多様化している現在、幅広い分野でより優れた資質と専門的な能力を持つ指導者が求められています。指導者となりうる人材を発掘するとともに、生涯学習リーダーを養成する講座等を開催し、地域住民の学習意欲を高めていく必要があります。

図書館については、全ての市民に図書館の機能や魅力が浸透しているとは言えず、様々な機会を通じ周知を図ることが必要です。また、多様なニーズに応じたサービスが提供できるよう、さらに図書館機能を充実させる必要があります。

郷土教育については、令和元年に歴史資料館を開館させ、常設展や特別展・企画展などの展示活動、講演会や講座などの教育普及活動を行ってきました。年間3万人弱の来館がありましたが、まだまだ歴史資料館の役割や機能、魅力などが一般の市民に十分浸透しきれておらず、入館者数が伸び悩んでいる状態です。開館から5年が経過し、展示内容の見直し、映像機器やコンテンツなどの更新が必要な時期となっています。

また、学校への郷土教育の取組については、郷土史クラブ事業や出前授業などを行ってきましたが、地域や学校規模によって取組に差があり、全ての小中学校で取り組めていない現

状があります。今後さらに郷土教育の推進体制を整え、事業の拡大を図っていく必要があります。

文化面では、遺跡内の開発と埋蔵文化財の保護をいかに両立させるかが課題です。また、重要な文化財の保護や指定について、市民理解を高めていくことが課題です。民俗芸能保存団体においては、後継者不足と活動資金不足が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、施策12から施策14までの取組を行っていくこととしました。

施策12 生涯学習の充実

指 標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
公民館講座受講者数	1,176 人	1,360 人
公立公民館の定例利用グループ登録者数	1,653 人	1,700 人
市民一人当たりの貸出冊数	6.76 冊	8.0 冊

<主な取組>

①生涯学習を推進する環境の整備

- 幅広い世代の市民が、公立公民館を生涯学習の拠点として活用できるよう、市民のニーズに対応した運営を努めます。
- 公立公民館以外で行われている講座や活動の状況把握に努め、必要に応じて連携を図ります。
- 定期的に施設のモニタリングなどを実施し、ニーズに対応した施設の改修や備品等の整備を行います。
- 各町内公民館に対し、新築・増改築・用地購入等の補助を行うとともに、状況調査を行い、実情把握に努め、より効果的な環境整備支援の在り方について研究します。

②指導者などの人材育成・確保

- 生涯学習リーダーとなりうる人材の発掘を行うとともに、社会教育関係団体や関係部署と連携し、地域住民の多様な学習ニーズに応える指導者の確保に努めます。
- 公民館活動に関わる方々の意識向上を図るため、公民館連絡協議会等と協力して研修会を実施します。

③学習プログラムの整備・充実

- 多様な市民の学習意欲に応えるため、講座受講者へのアンケートを実施して、市民のニーズを把握し、魅力ある講座を企画します。
- 県や市町、大学等で実施している生涯学習講座を紹介する「ながさき県民大学」と連携するとともに、市の広報紙やホームページ、公式フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、積極的に情報発信を行います。
- 視聴覚ライブラリーの教材及び機材を整備し、利用促進を図ります。

④住民の主体的な学習活動の推進

- 定例利用グループの活動を支援し、次の世代につなげるため、定例利用グループの会員を講師としたグループ連携講座を開催し、各グループへの加入促進を図ります。
- 各公立公民館での公民館まつりを通じて、各グループ間の交流を図るとともに、定例利用グループの活動内容をアピールすることで市民と定例利用グループをつなぎます。

⑤図書館機能の充実

- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民の読書活動や課題解決をサポートするため、市民のニーズに応じた図書館資料を整備します。
- 市民が抱える課題の解決をサポートするため、司書職員の研修受講を積極的に進め、資質向上を図り、レファレンスサービスの強化を図ります。
- 講座やコンサートなどのイベントを開催するとともに、様々な図書資料の展示を行うことで、新たな図書との出会いを創出し、市民の読書活動を推進します。
- 読み聞かせボランティアによるイベントや、ボランティアの人材育成・能力開発を図る講座を開催することで、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 学校、地域、関係機関等との連携強化を図り、市民や子どもの読書活動を推進します。
- 市の広報紙やホームページ、公式フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、図書に関する動画等を作成・配信するなど、図書館情報の発信に努めます。

施策 13 郷土教育の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
歴史資料館入館者数	29,165 人	40,000 人

<主な取組>

①歴史資料館の充実

- より多くの市民に郷土の歴史に触れてもらうため、また歴史資料館の更なる魅力向上のため、展示内容の定期的な見直しとともに、映像機器やコンテンツ、ホームページなどを適切に更新します。また、図書館との連携企画などを行い、入館者数の増に取り組めます。
- 貴重な歴史遺産を後世に継承するため、引き続き歴史資料の収集・保存活動を行います。

②郷土教育の推進

- 歴史資料や図書を活用し、大村市中央公民館などでの市民講座や歴史資料館での教育普及活動を通じて、市民に郷土の歴史や先人の功績の周知に努めます。
- 小中学校における郷土史クラブなどの取組を通して、郷土のおおむらを理解し、親しみを持つ子どもたちが増えるような取組を進めます。
- 学校等で活用できる郷土学習用のコンテンツを作成します。

施策 14 文化財の保護と活用

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
指定文化財の数	55 件	60 件

<主な取組>

①文化財の調査、保護、活用

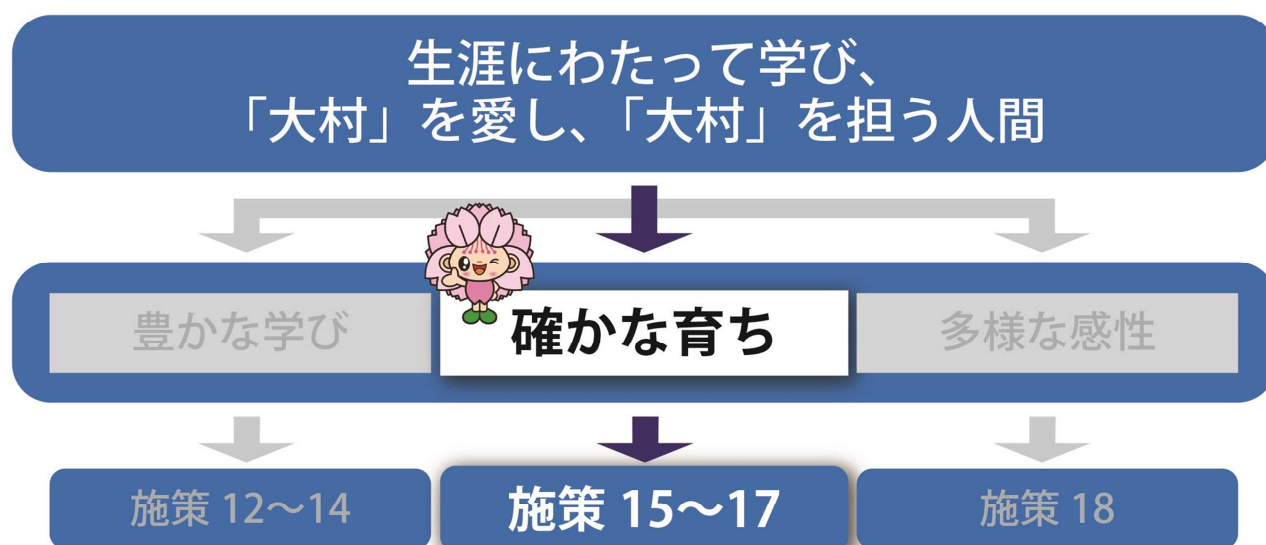
- 地域に埋もれた文化財の調査を進めるとともに、重要な文化財については指定・保護し、未来へつなぎます。

- 各種開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護と適切な開発行為の両立を図ります。
- 国指定等の文化財の維持管理に努め、未来へつなぐため保存整備を進めます。
- 文化財保護行政への市民理解を得るため、歴史資料館と連携して周知活動を行います。

②民俗芸能の保存継承

- 民俗芸能が未来につながるよう、活動経費の一部を助成するなど、保存団体を支援します。
- 保存団体同士の交流などにつながるよう、各保存団体の活動情報の共有に取り組みます。

<目指すべき人間像2>



(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

現代は、「VUCA（「Volatility：変動性」「Uncertainty：不確実性」「Complexity：複雑性」「Ambiguity：曖昧性）」の時代」と呼ばれ、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化等の影響により、地域間だけでなく家族間のつながりまでが希薄化する傾向にあることが懸念されています。さらに、交通事故や不審者による声かけなど、子どもたちの安全・安心を脅かす事例が後を絶たず、子どもたちを取り巻く環境はより一層厳しさを増しています。

子どもが家族と一緒に楽しむ機会を得ることは、「命の尊厳」の土台をつくることでもあり、孤立する家庭への支援とともに、広く子育てについて学ぶ機会や親が子どもと共に過ごす機会を提供することが必要です。

子どもたちが、「大村」を愛し、「大村」を担う人間に育つためには、地域の教育力を向上させていくことが急務です。地域の中で人と人とのつながりを深めながら、子どもたちが地域に愛着を持ち、地域の良さに気づくような活動や体験を社会教育関係団体との連携により進めていくことが大切です。そのためには、大人が子育てについて改めてその在り方を見直し、その上で家庭・学校・地域が連携・協働し、それぞれの立場から具体的な取組を実施していくことが重要です。

青少年の犯罪については、全国的に減少傾向にあるものの、「犯罪の低年齢化」「青少年の性犯罪の増加」といった新たな問題が生じています。犯罪の芽は小さなうちに摘むことが大切であり、そのためにも社会全体が温かい目で子どもたちを見守ることが何よりも重要です。

子どもたちは、地域の異年齢の交流活動の中で様々なことを学び、社会性などを身に付けていきます。その活動の一つとして、遊びや体験を通じて楽しみながら自主性を培う「子ども会活動」は有益です。現在、子ども会への加入率の低下が顕著であるため、子ども会活動への積極的な支援が必要です。イベント内容の充実もさることながら、各子ども会間の連携や交流も重要です。また、子ども会の加入率を上げるためには、今より広いエリアでの単位子ども会づくりや校区での組織づくりを進めていく必要があります。加えて、子どもたちの生きる力を育むには、自然や社会の現実に触れるなど実体験が必要です。併せて、体験を通して感動したり、驚いたりしながら実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいきます。家庭や地域社会での活動を通じて体験することが本来の姿であり、かつ効果的であることから、体験活動の機会を拡充していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、施策 15 から施策 17 までの取組を行っていくこととしました。

施策 15 家庭教育の充実

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
ながさきファミリープログラム研修の実施回数	13 回	24 回
ココロねっこ啓発イベントへの参加者数	115 人	180 人

<主な取組>

①家庭教育力の向上

- 子育てにおける不安や悩みを話し合い、家庭教育について参加者が主体となって楽しく学べる「ながさきファミリープログラム」の推進を図ることで、子どもの「基本的生活習慣」や「家庭学習」の定着に努めます。
- 健全協やPTAなどの社会教育関係団体や各事業所と積極的に連携し、家族団らんの機会を持つための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発に努めます。
- 親子の絆を育むため、子育てに関する講座や読み聞かせの会などのイベントを開催します。

②地域の社会教育関係団体との連携強化

- 子どもたちの心の根っこを育てるために大人の在り方を見直し、みんなで子どもたちを育てる長崎県独自の「ココロねっこ運動」を推進するとともに、そのリーダーである「ココロねっこ指導員」の資質向上と、運動の担い手である「ココロねっこ推進員」の配置を促進します。
- 健全協やPTAなどの社会教育関係団体と協働し、魅力ある行事づくりを支えるとともに、地区懇談会等へも積極的に参加し、情報提供や指導助言を行います。

施策 16

青少年の健全育成

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
青少年健全育成協議会の主催行事への年間参加者数	11,972 人	15,000 人
補導活動への年間延べ参加者数	1,222 人	1,500 人
大村市子ども会育成連合会主催等事業への参加者数	294 人	380 人

<主な取組>

①家庭、学校、地域の連携強化

- 地域との協働により、青少年の非行・事故防止キャラバンを全小学校区で実施します。
- 青少年の非行・被害の未然防止のために、各地区・校区健全協の地区懇談会等において青少年問題に関する情報の提供を行います。

②青少年を守る市民活動（ボランティア）の充実

- 少年補導委員が自覚と誇りを持ち、「愛の声かけ」を中心とした補導活動を実施できるよう、研修会の充実を図ります。
- 健全協やPTAなどと協力し、有害図書類販売店等への立入調査を行い、有害環境の改善に努めます。
- 「子ども110番の家」を拡充し、児童生徒の登下校や放課後の安全・安心の確保に努めます。
- 「自転車マナーアップ運動」を実施し、自転車の二重ロックの推進と自転車利用に関するマナーの向上に努めます。
- 「わんわんパトロール隊」を市内全域に拡充できるよう支援します。

③相談機能の整備・充実

- 少年センター、大村市民生委員児童委員協議会連合会、子育て支援センター等で構成する相談業務担当者会を核とし、児童虐待などの課題を対象とした学習会を行うなど、相談員のスキルアップに努めます。
- 各関係機関で情報を共有し、課題解決に取り組むなど、組織の連携強化を図ります。
- 県と連携し、「メディア安全指導員」の活用について積極的に情報発信を行います。
- 相談窓口の周知を図るため、市ホームページ、少年センターだより等を通じて積極的な広報・周知に努めます。

④子ども会活動の活性化

- 保護者のニーズや地域の実情の把握に努め、大村市子ども会育成連合会とともに持続可能な組織体制や活動内容について研究し、子ども会活動の充実を図ります。
- 公民館だより、入会案内チラシ等の配布により、子ども会活動の周知啓発を行うとともに、子ども会への加入促進を図ります。
- 次世代を担うリーダーの育成、指導者のスキルアップや新規指導者の育成を行い、県又は市子ども会育成連合会が主催する各種研修への積極的な参加を促します。

⑤青少年の団体活動や体験活動の充実

- 公立公民館で開催する「夏休みこどもワクワクひろば」や「冬の子ども教室」において、多様な分野の講座を実施し、その楽しさや達成感を味わうことで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。
- 「三浦野性の森放課後子ども教室」「松原宿寺子屋塾」「英語学習放課後子ども教室」の実施や、「大村城南高校地域開放講座」への協力など、多くの子どもたちが年間を通じて様々な学習をすることができる機会を創出します。
- 子ども科学館において体験型の科学実験教室を開催し、子どもたちへの科学に関する知識の普及と啓発を図ります。
- 子どもたちの自主性、協調性、社会性を養い、心身ともに健全な人材を育成する青少年団体の活動を支援します。

施策17

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
コミュニティ・スクールの開設校数	8 校	21 校
放課後子ども教室及び OMURA 未来塾の参加者数	327 人	360 人

<主な取組>

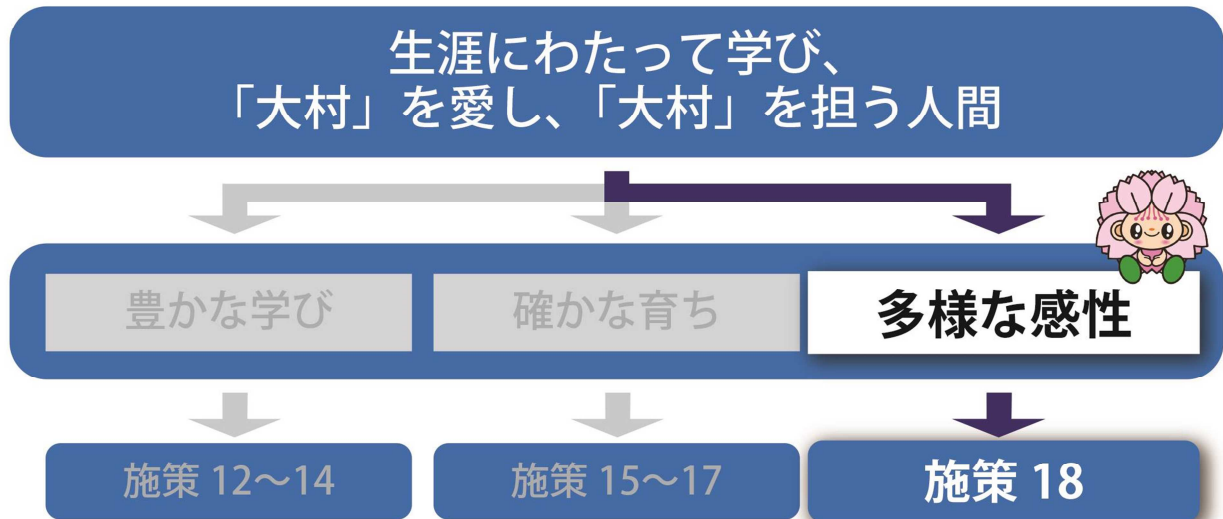
①コミュニティ・スクールの推進

- コミュニティ・スクール導入校における積極的な協議・活動を支援するとともに、未導入校においてコミュニティ・スクールの開設を推進します。

②地域学校協働活動の推進

- 地域と学校が連携して行う地域学校協働活動を推進できるよう、ネットワークづくり（「地域学校協働本部」）の支援を行います。
- 「放課後児童対策パッケージ」や「こどもの居場所づくりに関する指針」について情報を収集しながら、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図ります。
- 小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施校数を増やし、学習・生活習慣の定着や異学年の交流を図ります。
- 中学生を対象とした「OMURA未来塾」の実施校数を増やし、学び直しのための学習を支援します。

＜目指すべき人間像 2＞



(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜現状と課題＞

多くの文化団体において、会員の高齢化や新規加入者の伸び悩みにより、安定的な活動の継続が難しくなっていることが課題となっています。また、様々な芸術・文化活動に関し、市民が気軽に参加したり、鑑賞できる機会が比較的少ないことが課題となっています。

大村市体育文化センターの利用者が高止まりしており、市民の円滑な利用機会の確保が難しくなっています。

以上のことから、施策 18 の取組を行っていくこととしました。

施策 18 芸術・文化の振興

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
芸術・文化事業への年間参加者数	25,680 人	30,000 人

＜主な取組＞

①芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援

- 市民の文化活動の振興を図るため、文化団体の事業経費の一部を助成するなど、文化団体を支援します。
- 市内小中学校の文化クラブ等に対し、九州・全国大会へ出場する際の経費の一部を助成することで、子どもたちの文化活動を支援します。

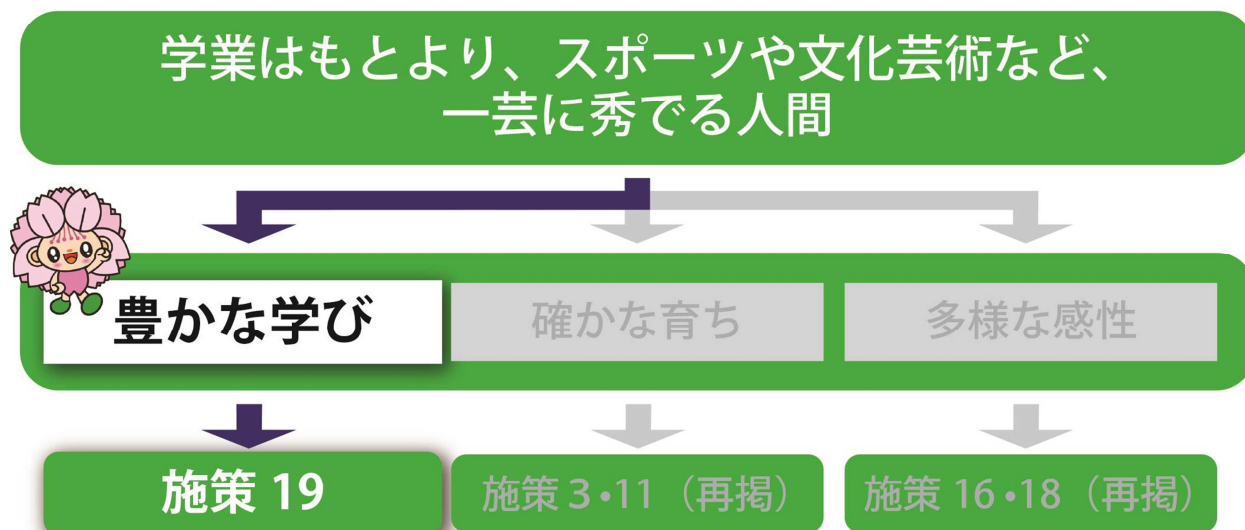
②芸術・文化に接する機会の拡充

- 美術展、コンサート等を開催し、子どもから高齢者まで幅広い市民が芸術・文化に触れる機会をつくります。
- 子どもたちが将来、芸術・文化の担い手となるきっかけ作りとして、プロの合奏団の演奏を鑑賞し、体験するスクールコンサートや、大村市文化協会の人材を生かしたゲストティーチャーの学校派遣などを継続して行います。

③新たな芸術・文化活動に触れ、参加できる施設の整備

- 新たな文化ホールについて、関係部署と連携し、新たな体育館及び武道館とともに、整備の検討を進めます。
- 新たな文化ホールにギャラリー機能を付加できないか、併せて検討します。

<目指すべき人間像 3>



(1) 「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

<現状と課題>

持続可能な社会の存続に関わる人口減少問題や地球温暖化問題、福祉、人権、平和教育をはじめとする多文化共生社会問題等、地球規模の課題においても先行きが不透明な現行において、子どもたちには、予測困難な社会を主体的に生きていくための力を育成する必要があります。

子どもたちが小さな目標を達成する度に、「ほめる」「認める」「励ます」ことで、自己肯定感や自己有用感が心の中にしっかり生まれ、新たな目標や挑戦につながり、認められた児童生徒が嬉しい日々を過ごし、その思いが学校や地域を明るく変えてくれるものと考えます。

また、「一芸に秀でる者は多芸に通ず」という諺があります。何か一つの道に秀でる者は、他の道でも秀でるようになるという意味です。一芸に秀でることで、その分野だけでなく、他の分野でも活躍できる人材、社会で活躍できる人材を育成することができると考えます。

さらには、全国規模の競技大会等で活躍が期待できる次世代アスリートや、日本の芸術・文化の永続的な継承や発展、発信に向け、芸術・文化を創造し支える人材を育みます。

そのため、全ての子どもたちが、教科等の学習はもとより、スポーツや文化、民俗芸能など、興味あることに打ち込み、一芸に秀でる教育を推進することとし、施策 19、再掲として施策 3、11、16 及び 18 の取組を行っていくこととしました。

施策 19 様々な分野で活躍する人材の育成

指 標	基準値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
お お む ら の ∞MURAミライno奨学金(給付型奨学金)の新規受給者数	1 人	5 人

<主な取組>

①給付型奨学金の充実

- 学業はもとより、スポーツ、芸術・文化活動で成果を挙げ、将来の活躍が期待できる大学生に奨学金を給付します。

- 海外の大学又は大学院に留学する学生を給付型奨学金の対象とし、グローバルに活躍する人材を育成します。
- 奨学金制度について、市の広報紙やホームページ、公式フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、積極的に情報発信を行います。

<目指すべき人間像3>



(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策3 「健やかな体」の育成（再掲）

<主な取組>

②体育的行事・中学校運動部活動の質的な充実（再掲）

- 児童生徒が運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを実感できるよう、各学校の運動会や体育大会、市主催の体育的行事の内容の工夫に取り組みます。また、「大村市立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、中学校の運動部活動の質的な充実に努めます。
- 休日の部活動の地域移行は、令和7年度までに段階的な移行を進めます。
- 平日の部活動の地域移行は、令和8年度以降に検討します。
- 「ミライへつなぐ学校教育プロジェクト」の一環で導入した「中学校統一型制服」を、今後の部活動の地域移行に伴う、学校の境を越えた活動編制時における「チーム大村」の意識醸成に生かしていきます。

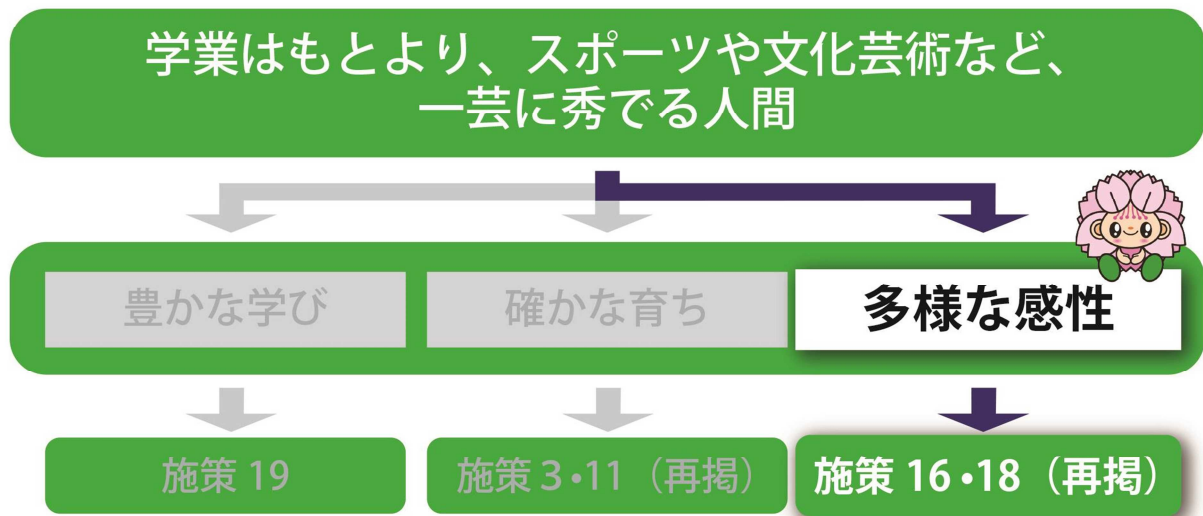
施策11 国際教育の推進（再掲）

<主な取組>

③イングリッシュ・スピーチコンテスト等の実施による英語力向上（再掲）

- イングリッシュ・スピーチコンテスト、イングリッシュデー等の実施内容を工夫し、児童生徒の英語力の向上を支援します。

＜目指すべき人間像 3＞



(3) 「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 16 青少年の健全育成（再掲）

＜主な取組＞

⑤ 青少年の団体活動や体験活動の充実（再掲）

- 公立公民館で開催する「夏休みこどもワクワクひろば」や「冬の子ども教室」において、多様な分野の講座を実施し、その楽しさや達成感を味わうことで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。
- 「三浦野性の森放課後子ども教室」「松原宿寺子屋塾」「英語学習放課後子ども教室」の実施や、「大村城南高校地域開放講座」への協力など、多くの子どもたちが年間を通じて様々な学習をすることができる機会を創出します。
- 子ども科学館において体験型の科学実験教室を開催し、子どもたちへの科学に関する知識の普及と啓発を図ります。
- 子どもたちの自主性、協調性、社会性を養い、心身ともに健全な人材を育成する青少年団体の活動を支援します。

施策 18 芸術・文化の振興（再掲）

＜主な取組＞

① 芸術・文化団体、小中学校文化クラブへの支援（再掲）

- 市民の文化活動の振興を図るため、文化団体の事業経費の一部を助成するなど、文化団体を支援します。
- 市内小中学校の文化クラブ等に対し、九州・全国大会へ出場する際の経費の一部を助成することで、子どもたちの文化活動を支援します。

② 芸術・文化に接する機会の拡充（再掲）

- 美術展、コンサート等を開催し、子どもから高齢者まで幅広い市民が芸術・文化に触れる機会をつくります。

○子どもたちが将来、芸術・文化の担い手となるきっかけ作りとして、プロの合奏団の演奏を鑑賞し、体験するスクールコンサートや、大村市文化協会の人材を生かしたゲストティーチャーの学校派遣などを継続して行います。